# 初等中等教育における著作権教育について

平成30年12月20日 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム (普及啓発専門フォーラム)

福岡教育大学 大和 淳

# 学習指導要領

小・中・高等学校等における教育内容としては、平成10年告示の学習指導要領において、中学校の「技術・家庭科」及び高等学校の「情報」の内容に「著作権」が規定された(必修化)。

その後の改訂においても、音楽や美術等の教科の「内容の取扱い」にも著作権や知的財産に関する事柄が盛り込まれ、児童生徒等に対する指導に当たって教員が留意することとされている。

# 小学校学習指導要領(平成29年3月31日告示)

## 第1章 総則

- 第2 教育課程の編成
  - 2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成
  - (1) 各学校においては、児童の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力(情報モラルを含む。)、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

## 第2章 各教科

## 第6節 音楽

- 第3 指導計画の作成と内容の取扱い
  - 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
  - (1) 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。
    - オ 表現したり鑑賞したりする多くの曲について、それらを創作した著作者がいることに気付き、学習した曲や自分たちのつくった曲を大切にする態度を養うようにするとともに、それらの著作者の創造性を尊重する意識をもてるようにすること。また、このことが、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることについて理解する素地となるよう配慮すること。

#### 第3章 特別の教科道徳

- 第3 指導計画の作成と内容の取扱い
  - 2 第2の内容の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
  - (6) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。また、児童の発達の段階や特性等を考慮し、例えば、社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、それらの解決に寄与しようとする意欲や態度を育てるよう努めること。なお、多様な見方や考え方のできる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。

# 中学校学習指導要領(平成29年3月31日告示)

第8節 技術・家庭 第2 各分野の目標及び内容 〔技術分野〕

- 2 内容
- D 情報の技術
- (1) 生活や社会を支える情報の技術について調べる活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 情報の表現、記録、計算、通信の特性等の原理・法則と、情報のデジタル化や処理の自動化、システム化、情報セキュリティ等に関わる基礎的な技術の仕組み及び情報モラルの必要性について理解すること。
- 3 内容の取扱い
- (4) 内容の「D情報の技術」については、次のとおり取り扱うものとする。
  - ア (1)については、情報のデジタル化の方法と情報の量、著作権を含めた知的財産権、発信した情報に対する責任、及び社会におけるサイバーセキュリティが重要であることについても扱うこと。
  - イ (2)については、コンテンツに用いる各種メディアの基本的な特徴や、個人情報の保護の必要性についても扱うこと。

# 学習指導要領解説

学習指導要領(告示)における記述は、学習指導要領の各教科ごとの解説書において、中央教育審議会等における審議の経過等を踏まえて説明される。

右の例は、「中学校学習指導要領解説 音楽編」の一部。

http://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/new-cs/1384661.htm

カ 自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を 図るとともに、必要に応じて、音楽に関する知的財産権について触れるよう にすること。また、こうした態度の形成が、音楽文化の継承、発展、創造を 支えていることへの理解につながるよう配慮すること。

ここでは,著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成と,音楽 に関する知的財産の保護と活用に関して配慮することを示している。

従前は「音楽に関する知的財産権について、必要に応じて触れるようにすること」と示していたが、今回の改訂では、その目的を一層明確にして示している。

知的財産権とは、知的な創作活動によって何かをつくり出した人に対して付与 される他人に無断で利用されない権利である。この中の一つに著作権があり、著 作権には、著作物を保護する著作者の権利、実演等を保護する著作隣接権がある。

著作権法では、教育現場での著作物の利用を円滑にするため、著作権者の了解を得ずに著作物を利用できる例外措置が示されている。その中には、著作権者の了解なしに利用できるいくつかの条件が定められているため、これらについては一層正しく理解される必要がある。著作権法上の学校における例外措置はいくつかあるが、音楽科の授業の場合、次に示す第三十五条第一項が、特に関わりが深い。

第三十五条 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを 除く。)において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程 における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度に おいて、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の 種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不 当に害することとなる場合は、この限りでない。

#### 2 (略)

第三十五条第一項では「その授業の過程における」としている点に留意する必要がある。

また,インターネットを通じて配信されている音楽についても,著作権が存在 するということについての認識が十分でない現状も見られるので留意する必要が ある。

指導に当たっては、授業の中で表現したり鑑賞したりする多くの曲について、 それを創作した著作者がいることや著作物であること、この著作物が知的財産で あること、その知的財産を教材として活用することで表現や鑑賞の幅広い活動が 行えることなどを生徒が意識できるようにし、必要に応じて音楽に関する知的財 産権に触れることが大切である。このことが、著作物や著作者の創造性を尊重す る態度を形成することにつながり、ひいては、音楽文化の継承、発展、創造を支 えていることへの理解につながるのである。

# 情報モラル教育

文部科学省が平成22年10月に作成した「教育の情報化に関する手引」において、右のように説明されており、著作権教育はその一部と位置づけられるようになっている。

#### 第1節 情報モラル教育の必要性

#### 1. 情報モラル教育の基本的な考え方

社会の情報化が進展する中で、情報化の「影」の部分を十分理解した上で、情報社会に積極的に参画する態度を育てることは、今後ますます重要になる。児童生徒の間にも携帯電話やパソコンなどを通じたインターネット利用が急速に普及し、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、インターネット上の犯罪や違法・有害情報などの問題が発生しており、こうした問題を踏まえ、「情報モラル」について指導することが必要となっている。

「情報モラル」とは、「情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度」のことであり(小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領解説総則編及び道徳編)、その範囲は、「他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつこと」、「危険回避など情報を正しく安全に利用できること」、「コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解すること」など多岐にわたっている。

第4章で述べた情報教育の目標の3観点との関係でいえば、情報モラルは、「情報 社会に参画する態度」の重要な柱であり、情報モラル教育は、情報教育の一部として、 「情報活用の実践力」や「情報の科学的な理解」との連携を図り、それら全体のバラ ンスの中で指導する必要がある。

「情報社会に参画する態度」が最終的に目指す「望ましい社会の創造に参画しようとする態度」とは、情報社会に積極的に参加し、よりよい社会にするために貢献しようとする意欲的な態度のことである。この意味から考えて、「情報モラル教育」とは、情報化の「影」の部分を理解することがねらいなのではなく、情報社会やネットワークの特性の一側面として影の部分を理解した上で、よりよいコミュニケーションや人と人との関係づくりのために、今後も変化を続けていくであろう情報手段をいかに上手に賢く使っていくか、そのための判断力や心構えを身に付けさせる教育であることをまず念頭に置くことが極めて重要である。

#### 3. 情報教育の目標

平成9年10月の「情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進等に関する調査研究協力者会議」第1次報告において、情報教育の目標を次の3つの観点に整理している。これら3つの観点は独立したものではなく、これらを相互に関連付けて、バランスよく身に付けさせることが重要である。

#### A 情報活用の実践力

課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力

#### B 情報の科学的な理解

情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱ったり、自らの 情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解

#### C 情報社会に参画する態度

社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、 情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に 参画しようとする態度

http://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/zyouhou/1259413.htm

# 教員研修

毎年度,文化庁が小・中・高等学校等の教員を対象とした著作権研修を開催している。

内容は,専門家による講演,著作権制度の概論及び各論により構成されている。

http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seminar/

各都道府県教育委員会等においても,「情報リーダー育成研修」「情報モラル教育に関する研修」「初任者研修」「ミドルリーダー研修」等の一部として著作権に関する内容を取り入れた研修を開催している。

# 平成30年度の講習会

## 都道府県著作権事務担当者講習会

開催日: 平成30年5月29日(火)

場所: 国立オリンピック記念青少年総合センター(東京都渋谷区)

申込期限: 平成30年4月27日(金)まで(受付終了)

財催通知 (90.9KB)
実施要項 (51.2KB)

## 教職員著作権講習会

申込期限:平成30年6月29日(金)まで(受付終了)

▶ <u>開催通知</u> (95.2KB)

▶ <u>実施要項</u> 🔼 (50.7KB)

日時及び場所

〈関西地区〉

開催日:平成30年8月10日(金)

場所:大阪大学 中之島センター 佐治敬三メモリアルホール

〈関東地区〉

開催日:平成30年8月23日(木) 場所:昭和女子大学 グリーンホール

## 図書館等職員著作権実務講習会

申込期限:平成30年5月21日(月)まで(締切日消印有効)(受付終了)

▶ <u>実施細則</u> 🔼 (100.8KB)

# 教材

文化庁では、学校種別のWeb教材を開発し、文化庁のWebサイトから提供している。

# 著作権に関する教材,資料等

# Web教材

対象者別の教材です。小学校,中学校,高校等の授業でお使いいただけるよう,教員向けの指導の手引きなどもご用意していますので,ご活用ください。

- ▼ンガでわかる著作物の利用「作太郎の奮闘記~市民文化祭を成功させよう~」 (中学生,高校生~大人向け) □ (平成23年8月公開,平成25年3月改訂)
- ▶ はじめて学ぶ著作権(小学生向け) 👨
- ▶楽しく学ぼうみんなめ、作権(小学生向け)
- 高校生のための著作権教
- 身近にある著作権~ビジネス



http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kyozai.html

# アンケート調査

著作権情報センター及び日本教育情報化振興会では、過去3回にわたり「学校における著作権教育に関するアンケート」を実施し、その結果をWebサイトで公表している。



APET Japan Association for Promotion of Educational Technology 一般社団法人日本教育情報化振興会

日本教育情報化振興会は 学校でのよりよい教育の実現に向けて 教育の情報化を推進している団体です

JAPET&CECの活動を詳しく知る

JAPET&CECとは?

トップページ このサイトについて サイト内検索 サイトマップ お問い合わせ

<u>Top</u> > <u>委託事業の紹介</u>> 著作権アンケート

#### 「学校における著作権教育アンケート調査」報告書

学校教育においても同様で、「著作権教育」に対する関心が高まっています。平成19・20年度に告示された新学習指導要領において、中学校・高等学校の技術・家庭、情報に加え、音楽、美術等においても教育内容に著作権を取り扱うことが盛り込まれたことから、学校での著作権教育への取組みの重要性がより増してきているのです。

こうした背景を受け、このたび平成26年度「学校における著作権教育アンケート調査」を実施し、報告書としてまとめました。この調査は平成16年度、平成22年度に引き続き、文化庁長官官房著作権課の協力、公益社団法人著作権情報センターの企画のもとで、一般社団法人日本教育情報化振興会が実施したものです。

調査結果は、各学校における著作権教育に対する意識や取組の現状が把握できるように構成し、また前回、前々回調査との比較から推移や変化も見ることができるようにしました。

この調査報告書が、各学校における著作権教育への意識向上に資するとともに、様々な実施主体における施策を有効 に展開するための基礎資料として広く活用されることを期待しております。

平成26年度調査報告書

平成22年度調査報告書

平成16年度調査報告書